

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年10月23日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 天 野 英 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年11月 6日から 令和 8年11月16日まで
開札期日	日 時 令和 8年11月19日 午前10時00分 場 所 札幌地方裁判所別館4階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年11月25日 午前 9時20分 場 所 札幌地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年11月24日から 令和 8年11月27日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年10月23日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
3, 12	1, 210, 000 968, 000	一括	242, 000	540, 280	0
3	490, 000				
12	720, 000				



物 件 目 録

3 所 在 空知郡上砂川町字上砂川
地 番 70 番 66
地 目 宅地
地 積 4344.39 平方メートル

12 所 在 空知郡上砂川町字上砂川 70 番地 66
家屋 番号 70 番 66
種 類 作業所
構 造 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床 面 積 872.32 平方メートル



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、**2週間程度延期**する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 8 年 9 月 18 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 天 野 英 司

1 不動産の表示

【物件番号 3, 1 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 3, 1 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも登載されています。

物 件 目 録

3	所 在	空知郡上砂川町字上砂川
	地 番	7 0 番 6 6
	地 目	宅地
	地 積	4 3 4 4. 3 9 平方メートル
1 2	所 在	空知郡上砂川町字上砂川 7 0 番地 6 6
	家屋 番号	7 0 番 6 6
	種 類	作業所
	構 造	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
	床 面 積	8 7 2. 3 2 平方メートル



令和8年(ケ)第20002号

令和 8年 3月25日受理

令和 8年 6月 5日提出

現況調査報告書 (物件3及び同12)

札幌地方裁判所

執行官 鈴木 啓 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|----|------|--------------------|
| 3 | 所 在 | 空知郡上砂川町字上砂川 |
| | 地 番 | 70番66 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4344.39平方メートル |
| 12 | 所 在 | 空知郡上砂川町字上砂川 70番地66 |
| | 家屋番号 | 70番66 |
| | 種 類 | 作業所 |
| | 構 造 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床面積 | 872.32平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件 3		
現況地目	☒ 宅地 (物件 3) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件 1 2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:		
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類: ☐ ある { 構造: 床面積:		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を作業所 (空家) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件3について

- 1 境界標は、確認することができなかった。本件土地の位置、範囲について、公図等の記載とほぼ同一と思われるが、現地での概測によるものであることから、正確な位置、範囲などの確定には専門家による測量を要する。
- 2 本件土地は、道道及び町道と接している（土地建物位置関係図参照）。なお、高低差があるため、本件土地から道道には通行できない状況である。
- 3 本件土地は、上記町道及び隣接地（45番22）とほぼ等高に接しているが、上記道道よりは高い所、隣接地（70番82）よりは低い所に位置している。
- 4 本件土地上にアスファルト舗装が施工されている（土地建物位置関係図参照）。
- 5 本件土地上に、高圧変電設備が存在している（土地建物位置関係図参照）。
- 6 本件土地上に、自営柱が存在している（土地建物位置関係図参照）。
- 7 本件土地上に、トラックコンテナが放置されている。
- 8 本件土地上に、農作物集荷用のプラスチックケースが大量に存在している。

■ 物件12について

- 1 本件建物は、シイタケ集荷、出荷のための作業所である（平成8年4月築）。
- 2 本件建物の外部、内部について、経年、維持管理の影響により、汚損、損傷及び損壊が全体的に著しい状況である。至る所で天井板が剥離し、断熱材がむき出しとなっているほか、窓ガラスも至る所で割れている。また、床部分のコンクリートにも亀裂が多数存在する。
- 3 上下水道、電気、ボイラー等の設備は、確認できないため、その動作の可否は不明である。
- 4 農作物集荷用のプラスチックケース、作業用備品及び事務備品などの、動産類が大量に残置されている。

■ 本件建物の占有状況について

- 1 玄関に「当面の間、休業致します。」と掲示されていること
- 2 近隣事務所の従業員が、「私がこの事務所に勤務して9年ほどであるが、その間営業しているところを見たことがない。」と陳述していること
- 3 水道が止水されていること
- 4 電気が停止されていること
- 5 第三者占有が室内の状況から見受けられないこと
- 6 所有者会社代表者が、照会に対して、「現在、空家です。」と回答していること
以上の状況から、本件建物は所有者が空家の状況で占有していると判断した。

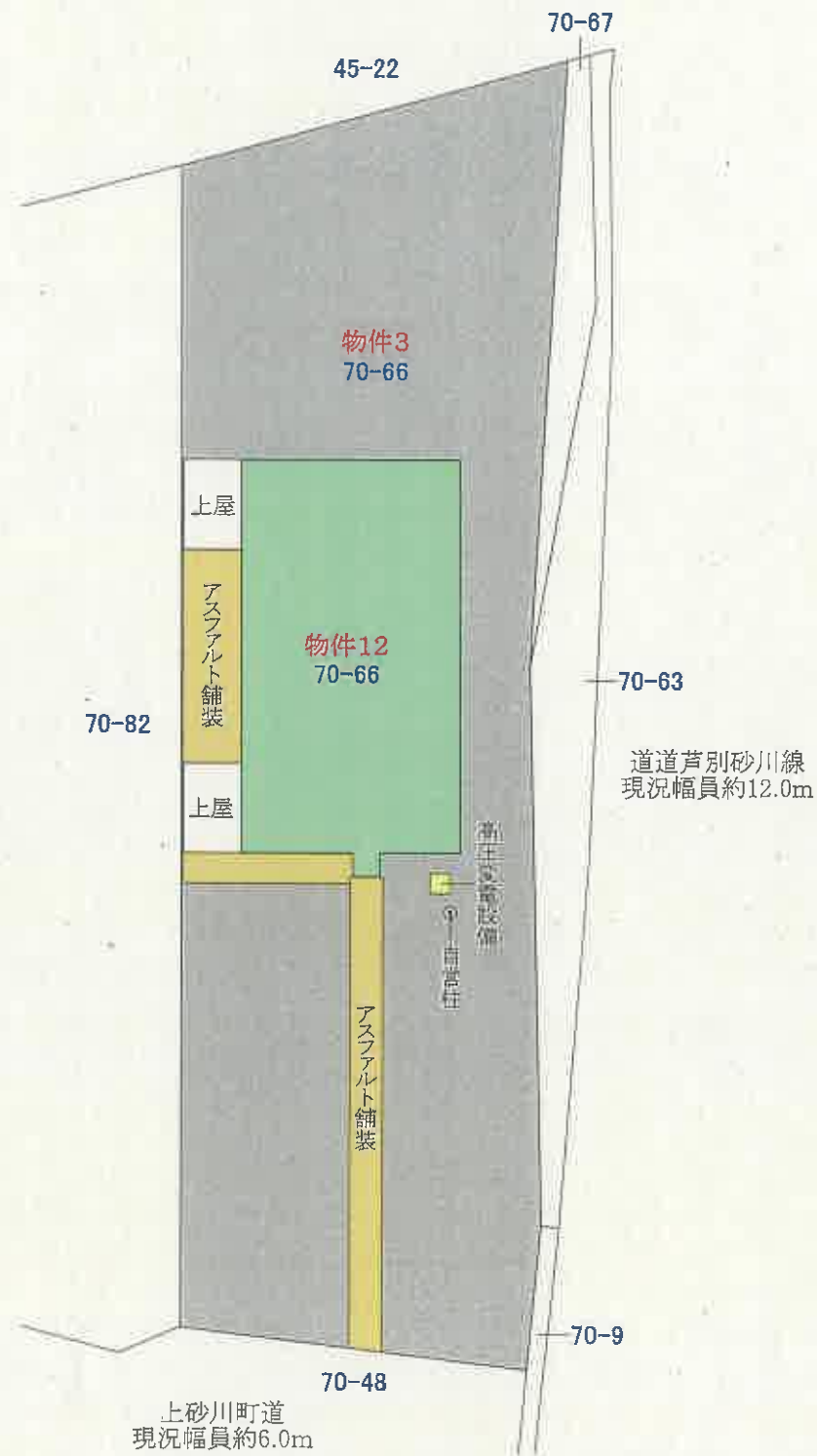
以上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年4月10日(金)	(郵便)	所有者会社代表者に対し、照会書送付(4/20回答書受領)
8年4月16日(木) 10:30-10:45	物件所在地	占有調査、外周調査、写真撮影、近隣事務所の職員と面談
8年5月13日(水) 8:55-9:00	当庁(インターネット)	登記情報取得
8年5月18日(月) 10:00-10:30	物件所在地	占有調査、外周調査、写真撮影
8年5月28日(木) 10:00-11:00	物件所在地	立入調査、外部調査、写真撮影、評価人同行
8年6月3日(水) 10:10-10:15	当庁(インターネット)	登記記録閲覧(目的外建物及び附属建物の登記の有無)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年5月28日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Aを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図



凡例	
	目的土地
	目的建物
青色数字	地番・家屋番号



(本図面は縮尺約500分の1のA3判をA4判に縮小しています。)

建物間取図(物件12)



縮尺: 約 1/250

1 建物外観全景（町道側から撮影）



2 建物外観全景（道道側から撮影）



3 事務室



4 作業所



(8 枚目)

5 倉庫①（北西側）



6 倉庫②（南東側）



令和 8 年（ケ）第 20002 号その 2
令和 8 年 5 月 28 日 現 地 調 査
令和 8 年 6 月 5 日 評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書
(物件 3、12)

評価人 不動産鑑定士

須 藤 秀 行

第1 評価額

一括価格	
金1,210,000円	
内訳価格	
物件3（土地）	金490,000円
物件12（建物）	金720,000円

- 1 一括価格は、物件3、12の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件3の内訳価格は物件12のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件12の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
3	所 在 地 番 地 目 地 積	空知郡上砂川町字上砂川 7 0 番 6 6 宅地 4 3 4 4. 3 9 m ²	
1 2	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	空知郡上砂川町字上砂川 7 0 番地 6 6 7 0 番 6 6 作業所 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 8 7 2. 3 2 m ²	
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件3）

位 置 ・ 交 通	J R 函館本線「砂川」駅の南東方・道路距離約 9.3 km 最寄バス停「中央1丁目」の南東方・道路距離約 1.2 km (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	上砂川町の市街地東部に位置しており、道道芦別砂川線沿いを中心に工場、戸建住宅等が見られる地域である。山間部のため傾斜があり、街区は雑然としている。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個 別的な規制を考慮し ない一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 なし なし なし なし なし
画 地 条 件	間 口：約 34.0m (南東側) 奥 行：約 116.0m～131.0m 形 状：ほぼ長方形 高 低 差：南東側接面町道及び北西側隣接地(45-22)と概ね等高 北東側接面道道より高い(画地への出入り不可) 南西側隣接地(70-82)より低い 地 勢：建物敷地は概ね平坦、建物から北東側は法地 接面状況：角地 そ の 他：なし	
接 面 道 路 の 状 況	下記2系統の道路(何れも建築基準法第42条1項1号)に接面する。 ①南東側：現況幅員約 6.0mの舗装町道「中町月見原本通支線」 ②北東側：現況幅員約 12.0mの舗装道道「芦別砂川線」	
土地の利用状況等	物件12の敷地として利用されている。 (土地建物位置関係図参照)	
供 給 処 理 施 設	上 水 道：あり ガス配管：なし 下 水 道：なし ※上砂川町によれば、目的土地は浄化槽の台帳に記載がないとのことである。	
土 壌 汚 染 等	目的土地は、現地調査及び公開資料による調査の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査には限界があるため、詳細については別途専門家による調査を要する。	

次項へ続く

前項より続く

特 記 事 項	● 北海道教育委員会のホームページ北の遺跡案内によれば、目的土地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当しない。 ● 境界標等は確認できなかった。なお、目的土地は公図等と照合し位置関係・面積を特定したものであり、正確な境界・面積については専門家の測量を要する。 ● 一部にアスファルト舗装が施工されている。 ● 高圧変電設備が存在している ● 自営柱が存在している。 ● トラックコンテナが放置されている。 ● 農作物集荷用のプラスチックケースが大量に存在している。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件12）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記）：平成8年4月20日新築 経過年数：約30年 経済的残存耐用年数：経済的耐用年数は概ね満了している
仕 様	構 造：鉄骨造 屋 根：鋼板折板 外 壁：鉄板等 内 壁：化粧合板等 天 井：化粧合板等 床：コンクリート、Pタイル等 設 備：電気、給水、排水等 その他：水道、電気等の設備については動作確認を実施していないため使用可能か否かは不明である。
床面積（現況）	第3目的物件欄記載のとおり
現況用途等	階 層：平家建 現況用途：シイタケ集荷、出荷のための作業所 間 取 り：建物間取図参照
品 等	使用資材：普通 施 工：普通
保守管理の状況	現地調査の結果、保守管理の状況は極めて劣ると判断した。
建物の利用状況	現況調査報告書参照
特 記 事 項	● 空知総合振興局によれば、目的建物は建築確認済みであり、また、検査済証の交付を受けている。 ● 経年及び保守管理の状況により、外部・内部ともに汚損・損傷の程度が全体的に著しい。 ● 目視による主な汚損・損傷箇所等は下記のとおりである。 ・天井板の剥離が多く見られ、断熱材がむき出しとなっている ・窓ガラスが数枚割れている ・床コンクリートに亀裂が多く見られる ● 農作物集荷用のプラスチックケース、作業用備品、事務用備品等の動産類が大量に残置されている。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件3）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
3	500	0.83	4344.39	0.80	1,442,000

ア 標準画地価格：

第6参考価格資料記載の公示価格等との規準及び同一需給圏内の類似地域等に所在する取引事例価格等を考量のうえ標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：

間口・奥行の関係△10%、法地△10%、角地+2% ($0.90 \times 0.90 \times 1.02 = 0.83$)

ウ 地積：

登記面積を採用した。

エ 建付減価：

建物等の敷地利用現況及び経過年数等を考慮した。

(2) 建物価格（物件12）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
12	120,000	872.32	0.01	1,047,000

ア 再調達原価：

間接法を適用して上記のとおり査定した。

ウ 現価率：

現況から目的建物は経済的耐用年数を概ね満了していると判断し、現価率を残価程度と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
3	1,442,000	0.30	法定地上権	433,000

イ 土地利用権等割合：

土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1 (1) オ, 1 (2) エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2 ①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ
3	1,442,000	-433,000		0.70	0.70	—	490,000
12	1,047,000	+433,000	—	0.70	0.70	—	720,000
一括価格 (合計)							1,210,000

ウ 占有減価修正：

なし

エ 市場性修正：

目的物件は立地及び用途から需要者は限定的となり、相対的な市場性は極めて劣ると判断し、所要の修正を行った。

オ 競売市場修正：

第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量の上、所要の修正を行った。

カ その他の控除減価 (敷金等)：

なし

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（上砂川 5-1）

所 在：空知郡上砂川町字上砂川町 48 番 6
価 格：2,230 円/m²
位 置：バス停「中央 1 丁目」近接
価 格 時 点：令和 7 年 7 月 1 日
地 積：262 m²
供給処理施設：水道、下水
接 面 道 路：北東側 16.0m 道道
用 途 指 定 等：都市計画区域外
地 域 の 概 要：小規模小売店舗等が建ち並ぶ路線商業地域

2 固定資産税評価額（令和 7 年度）

物件 3 1,277,250 円
物件 1 2 37,697,398 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

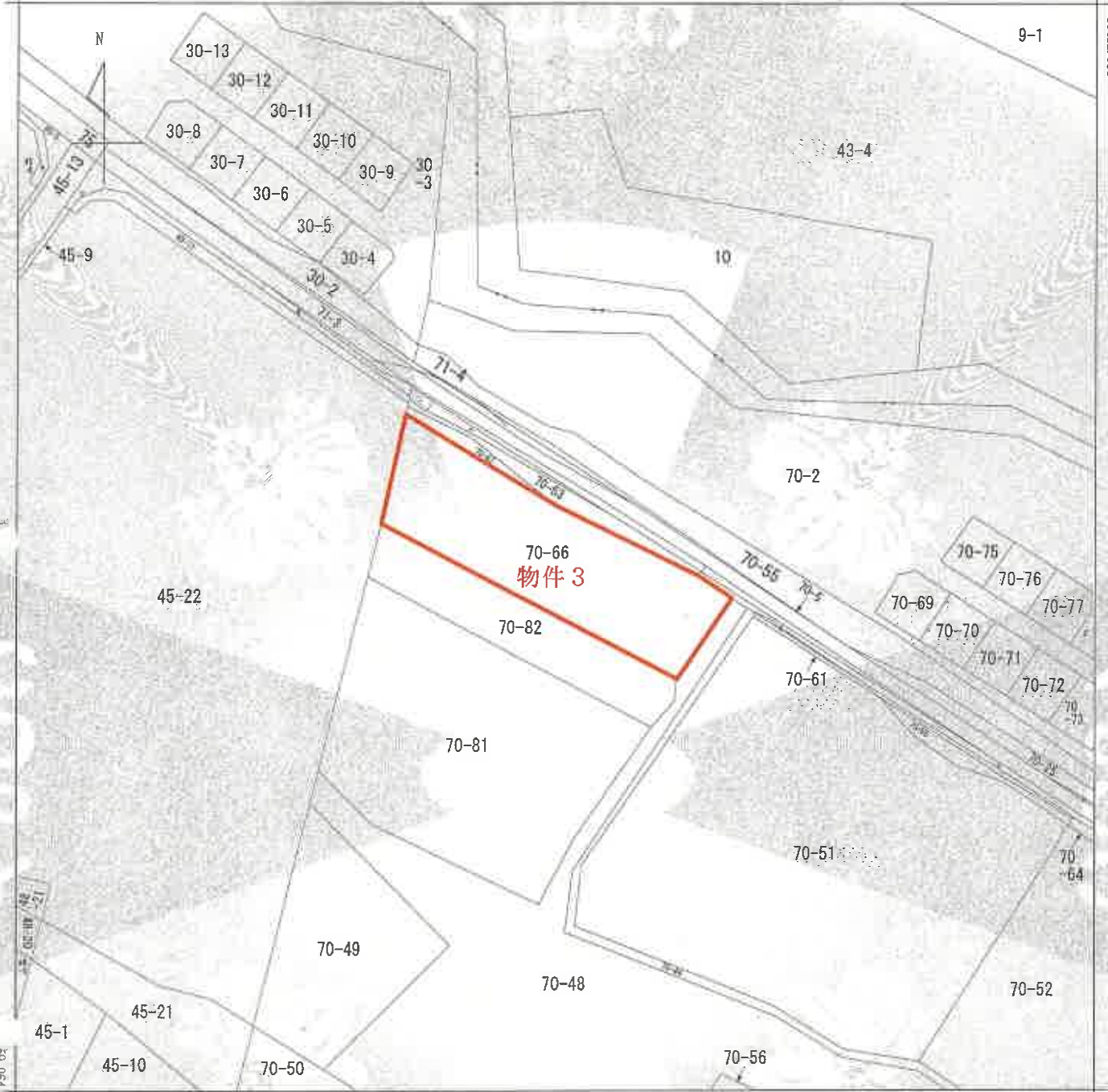
- 1 位置図
- 2 公図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以上



公図写し

〔座標値種別：図上測定〕 -20273.593



-20648.593 〔座標値種別：図上測定〕

〔注〕地図に準ずる図面は、土地の位置を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
字西山
字上砂川

請求部	所在	空知郡上砂川町字上砂川			地番	70番66		
出力縮尺	1/1500	精度区分		座標系番号又は記号	X II	分類	地図に準ずる図面	種類 その他
作成年月	大正12年9月			備付年月日(原図)		補記 地図の縮尺は1/6000ですが、1/1500に変更事項して出力しています		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局滝川支局管轄) (本図面はA3判をA4判に縮小しています。)

令和8年4月8日
札幌法務局白石出張所
登記官

登記年月日：平成8年1月12日

令和8年2月5日

東京法務局

登記官

(札幌法務局 滝川支局 管轄)
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

440572

地図番号	境界線の種類及び境界点の記号又は点名				本拠
	種類	土地家屋調査士専用源	コンタリート標	9-14	
	既設			88,AA2,6C1,DD1	2,3,4,6
	新設				
与点の種類	イ. 公共基準点	ロ. 図根点	ハ. 登記基準点	ニ.	

3等 二股 X=-58961.984 Y=-17904.419
4等 上砂川 X=-57458.96 Y=-21253.05

座標求積表

物件3

地測	番点	(2)70-66		Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
		Xn	Yn		
DD1		-58888.88	-20202.21		138385.1385
CC1		-58929.13	-20211.96		1923370.1136
BB		-58984.04	-20109.63		577347.4773
AA2		-58957.84	-20091.27		-1240836.8352
2		-58922.28	-20150.48		-1389577.1008
			総面積		8688.7934
			面積		4344.39570
			地積		4344.39 m ²

地測	番点	(3)70-67		Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn
		Xn	Yn		
2		-58922.28	-20150.48		221655.2800
3		-58899.88	-20178.64		-702014.8856
4		-58887.49	-20201.87		-222220.5700
DD1		-58888.88	-20202.21		702834.8859
			総面積		253.7103
			面積		127.35515
			地積		127.35 m ²
残地		(1)70-48			4471.75185
公		29545.6565			25073.90465
			総面積		25073.90 m ²

官公署証明番号 平成 年 月 日

作製者



申請人

1/2500

(札幌土地家屋調査士会用紙)

請求番号：2-3

(本図面はA3判をA4判に縮小しています。)

H7, 10, 5

物件3

図

量

所

地

積

土

地

番

地

土地の所在

空知郡上砂川町字上砂川

登記年月日：平成8年5月13日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局滝川支局管轄)

令和8年2月5日

東京法務局

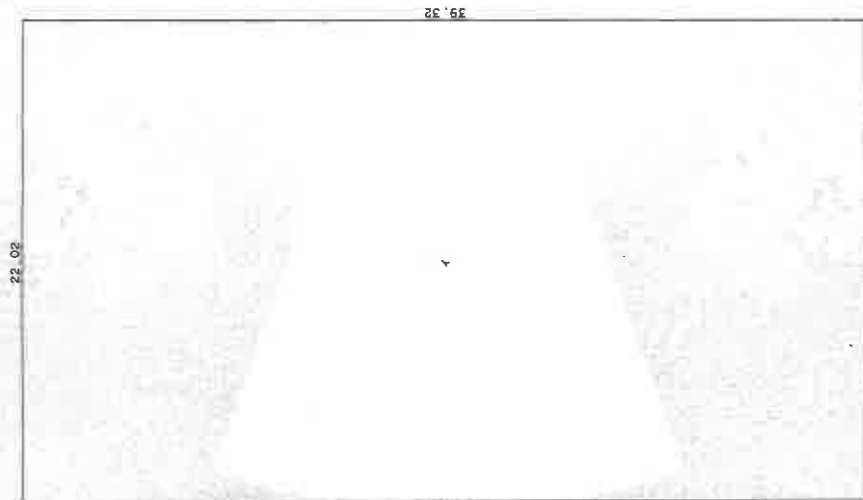
登記官

各階平面図 900348

家屋番号 70-66

建物の所在 空知郡上砂川町字上砂川70番地66

建物図面



求積表

1 39.32 X 22.02 = 865.8264
0 2.39 X 2.72 = 6.5008

計 872.3272
積 872.32 m²

作製者

縮尺 1/250

申請人

(札幌土地家屋調査士会用紙)

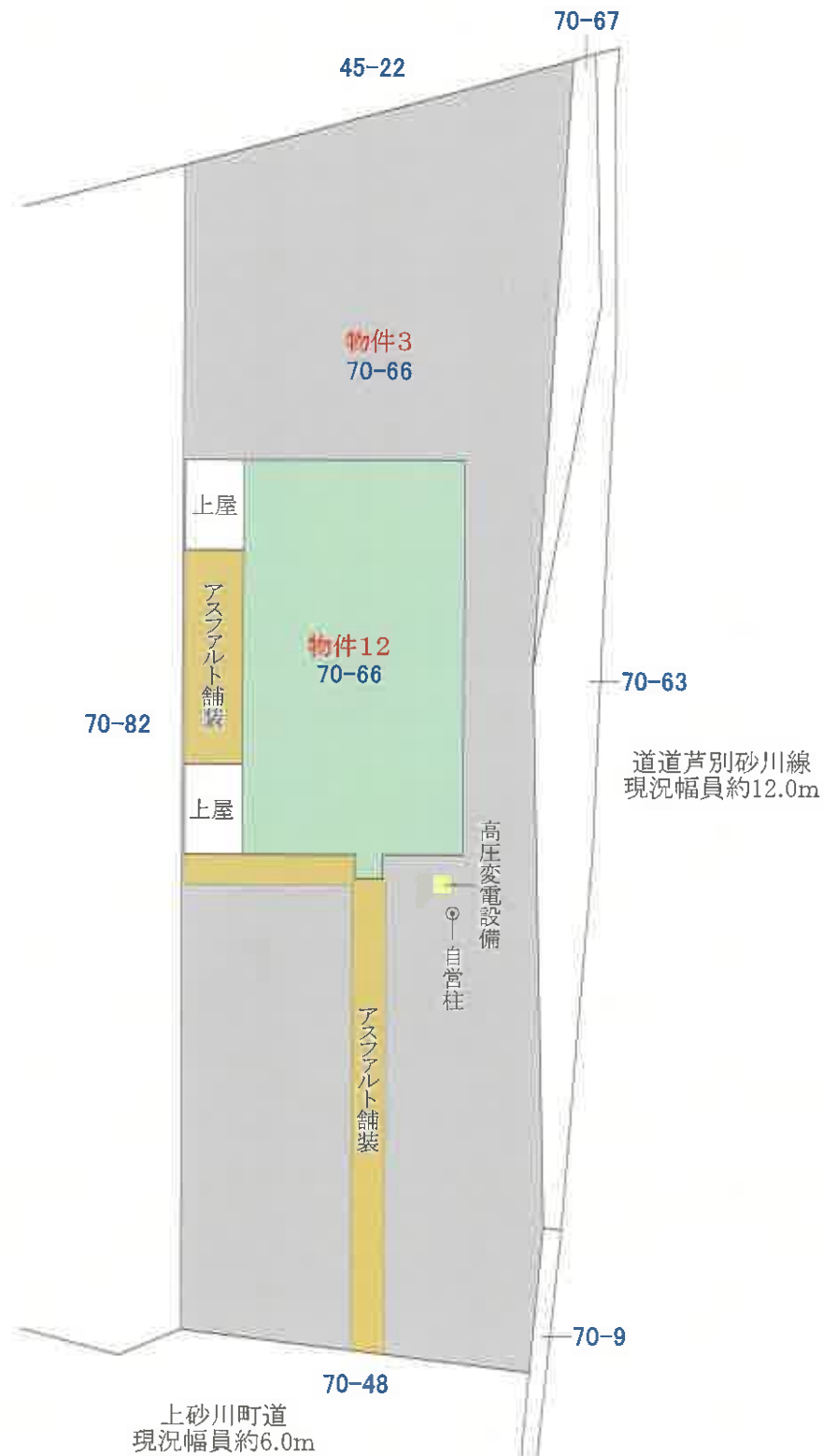
縮尺 1/500

請求番号：2-12

(本図面はA3判をA4判に縮小しています)

物件12

土地建物位置関係図



凡例	
	目的土地
	目的建物
青色数字	地番・家屋番号



(本図面は縮尺約500分の1のA3判をA4判に縮小しています。)

建物間取図(物件12)



縮尺: 約 1/250